

人とペットの災害対策の推進に向けた連携に関する協定書

中央区（以下「甲」という。）並びに一般社団法人全日本動物専門教育協会（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人ペット災害危機管理士会（以下「丙」という。）は、ペットを飼養する区民が増加し動物に対する価値観が多様化する中で、ペットを飼養する区民と飼養しない区民が共に災害を乗り越えるための支援が重要であることに鑑み、人とペットの災害対策の効果的かつ適切な実施に向けた連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲並びに乙及び丙が連携してペット防災の取組を総合的に推進することにより、災害時におけるペットを飼養する区民及びペットの安全の確保並びに防災拠点の円滑な運営に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット 家庭で飼養される犬、猫その他の各防災拠点運営委員会で策定するペット同行避難マニュアルで受入対象とされる動物をいう。
- (2) ペット防災 ペットのしつけ、飼養に要する物品の備蓄その他平常時における災害への備え、災害時における同行避難その他のペットに関する防災対策全般をいう。
- (3) 防災拠点 中央区地域防災計画に定める大地震等の災害が発生した際に建物の被害により在宅できなくなった区民の一時的な避難先として甲が指定する区立学校等の公共施設をいう。
- (4) 防災拠点運営委員会 中央区地域防災計画に定める主として複数の防災区民組織で構成される防災拠点の運営主体をいう。
- (5) 同行避難 環境省が策定する人とペットの災害対策ガイドラインに基づき、甲及び防災拠点運営委員会が各防災拠点において推進する災害時におけるペットとの同行避難をいう。
- (6) 共生推進員 中央区動物との共生推進員設置要綱（平成17年4月14日17中衛生第36号）第3条第1項の規定に基づき、動物との共生推進員として甲が委嘱した者をいう。

（責務）

第3条 甲は、ペット防災が実効的に機能するよう乙及び丙のほか、防災拠点運営委員会、共生推進員及び関係機関と協力して次条第1項各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）の実施を図るものとする。

- 2 乙は、甲及び丙との連絡調整、次条第2項の取組の企画その他の連携事項の円滑な実施に資する措置を講ずるものとする。
- 3 丙は、ペット防災に関する専門的知見を活用し、連携事項の実施に必要な助言及び指導を行うものとする。
- 4 甲並びに乙及び丙は、連携事項を積極的かつ誠実に実施するものとする。

（連携事項）

第4条 甲並びに乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携する。

- (1) ペット防災の普及啓発に関すること。
- (2) 甲の職員、防災拠点運営委員会の委員、共生推進員その他の前号の普及啓発又はペット防災に携わる者へのペット防災に係る基礎的な知識又は技能の習得のための教育又は訓練に関する

ること。

(3) 同行避難に係る物資（以下「物資」という。）の調達、輸送その他の取扱いに関すること。

(4) 同行避難を行う区民の支援に関すること。

(5) 被災により飼養が困難になったペットの一時的な保護及び引取りに関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲乙丙協議の上必要と認めるもの

2 連携事項の具体的な役割分担及び取組内容については、甲乙丙協議の上、都度決定するものとする。

（連絡調整）

第5条 甲並びに乙及び丙は、本協定による連携を円滑かつ効果的に推進するため、適宜連絡調整を行うものとする。

（経費の負担等）

第6条 物資の調達、管理及び輸送に要する経費は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の負担とする。

(1) 甲が乙に対し物資の調達、管理及び輸送を求めた場合 甲

(2) 乙及び丙が所有する物資を輸送する場合 乙

2 前項第1号に掲げる場合における負担額は、当該災害の発生直前における適正な物資の価格、管理費及び輸送料を基準として甲乙丙協議の上、決定するものとする。

3 物資を輸送する防災拠点は甲が指定するものとし、輸送の方法は甲乙丙協議の上、決定するものとする。

4 前3項の規定に掲げるもののほか、連携事項の実施に係る役割分担に応じて甲乙丙それぞれが負担するものとする。この場合において、当該分担が明確でないときは、当該負担額は甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（寄附金の取扱い）

第7条 乙及び丙は、甲に対する寄附金の申出を受けたときは、丙がその取りまとめを行い、甲に納付するものとする。

2 甲は、前項の寄附金を受領したときは、連携事項（第4条第1項第3号から第6号まで（同号にあっては、災害時に実施する事項に係る部分に限る。））に掲げる事項に限る。）に要する経費に充てることができる。

3 甲は、前項の規定により寄附金を活用したときは、その使途について乙に報告しなければならない。

（個人情報の秘密保持）

第8条 乙及び丙は、連携事項の実施に当たり知り得た個人情報を当該実施のためにのみ使用し、かつ、本人の同意なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

（連絡責任者）

第9条 本協定に関する連絡責任者は、甲にあっては甲が指定する者、乙及び丙にあっては事務局長の職にある者とする。

2 甲並びに乙及び丙は、事務担当者の名簿を作成し、相互に保有する。この場合において、当該者の変更があったときは、速やかに当該名簿を更新するものとする。

(協定期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から5年間とする。ただし、当該期間の満了の日の1か月前までに甲又は乙若しくは丙から何らかの申出がないときは更に1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

(協定内容の変更)

第11条 甲又は乙若しくは丙が本協定の内容に係る変更を申し出たときは、その都度甲乙丙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を3通を作成し、甲並びに乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月2日

甲 住所 東京都中央区築地一丁目1番1号
氏名 中央区

区長 山本 泰人

乙 住所 東京都中央区銀座二丁目10番5号
銀座オオイビル5F
氏名 一般社団法人全日本動物専門教育協会

理事長 大野 公嗣

丙 住所 東京都中央区銀座二丁目10番5号
銀座オオイビル5F
氏名 特定非営利活動法人ペット災害危機管理士会

理事長 鈴木 清隆